

三原市雨水排水ポンプ場電力供給業務説明書

1 入札に付する事項

(1) 調達案件及び数量

宮沖ポンプ場 外 6 施設

(2) 仕様書

別紙 1 のとおり

(3) 契約書 (案)

別紙 2 のとおり

(4) 供給期間

令和 4 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分から令和 5 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分までとする。

なお、落札者が中国電力株式会社との間で接続供給契約を必要とする場合で、計量器の交換及び通信端末の取付け等に係る手続きが上記始期に間に合わない場合は、当該手続き完了日の翌日以降で三原市と落札者が協議の上決定した日の 0 時 0 0 分を始期とし、令和 5 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分を終期とする。

2 契約書の作成

(1) 契約書の内容は、別紙 2 「契約書 (案)」を参照すること。

(2) 契約は、積算内訳書に記載された基本料金及び電力量料金の単価 (消費税及び地方消費税並びに地球温暖化対策のための税相当を含む金額) で行う。

(3) 電気料金は、需要場所ごとに算定を行うものとし、毎月の基本料金、電力量料金の合計額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

3 電気料金の請求

(1) 電気料金の請求は、全需要場所を集約して当該契約について一つにまとめ、書面により行うこととする。ただし、三原市から個別請求が必要な施設の要請があった場合は対応すること。

(2) 請求の際には、書面の請求書の他に、需要場所ごとの内訳 (最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等) を電子データ (C S V 形式または E x c e l 形式) により提供すること。

4 三原市の契約解除権

この入札は、令和 4 年度予算が成立した時をもって効力を生じることを条件とした契約とする。当該入札に係る予算の減額又は削除があった場合は、三原市はこの入札に係る契約を変更・解除することができるものとする。

5 その他

(1) 本件入札及び契約書の作成に要した費用については、入札者または契約の

相手方の負担とする。

- (2) 予定使用電力量は、令和2年10月から令和3年9月までの使用実績に基づくものである。ただし、予定使用電力量は各施設の運用管理手法の変更や天候等により変動することがある。